

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2023 年 8 月 22 日

ASAHI EITO ホールディングス株式会社

2023年8月22日

株式交付に係る事後開示事項

大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
ASAHI EITO ホールディングス株式会社
代表取締役 星野 和也

当社は、2023年8月1日付で作成した株式交付計画書に基づき、2023年8月22日を効力発生日として、当社を株式交付親会社とし、フラグシップス株式会社（以下「FGS社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2023年8月22日

2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

（1）会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に従い、2023年8月2日付で、当社の株主に対し、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるFGS社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、同第816条の6第1項の規定による株式の買取請求を行うことができる株主はおりませんでした。

なお、会社法第816条の8の規定による手続については、該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第 816 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

本株式交付に際して当社が譲り受けた FGS 社の株式の数は、51 株です。

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

該当事項はありません。

5. その他株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

(1) 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき、本株式交付に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。

(2) 本株式交付により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ① 資本金の額 | 金 37,070,064 円 |
| ② 資本準備金の額 | 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額 |
| ③ 利益準備金の額 | 金 ー円 |

以上